

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）

- 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題
- 4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
- （5）国土強靱化・防災、成長力を強化する公的投資への重点化
- ② 防災・減災
- 南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害、土砂災害、火山災害などの自然災害に対し、ICTの活用・研究・人材育成を含め、堤防整備、ダム再生など、防災・減災の取組を推進しつつ、首都機能のバックアップやネットワークの多重性・代替性の確保を図る。また、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設について、耐震化やトイレ環境の改善、自家発電設備の設置、機能継続確保を進める。

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

- 第2 具体的施策
- II Society 5.0の横割課題
- A. 価値の源泉の創出
- 1. データ利活用基盤の構築
- （2）新たに講ずべき具体的施策
- 今後、官民データ活用推進基本法に基づき設置された官民の専門家等からなる司令塔である「官民データ活用推進戦略会議」が強力なリーダーシップを発揮していく。同会議の下に産業界・ベンチャー、民間有識者、関係省庁からなる、民間人がトップの実行委員会が設置され、その議論を基に、「官民データ活用推進基本計画」が本年5月に閣議決定された。今後、8つの重点分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動の各分野）を中心に、オンライン原則化、オープンデータの促進、行政のIT化・BPRの推進、データ流通基盤やサービスプラットフォームの整備、デジタルデバイド対策、国と地方の施策の整合性確保など、官民データ活用の推進を総合的かつ効果的に進めていく

世界最先端IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

(平成29年5月30日閣議決定)

第2部 官民データ活用推進基本計画

I 官民データ活用推進基本計画に基づく推進の施策

I-2 具体的施策

I-2-(7) データ連携のためのプラットフォーム整備【基本法第15条2項関係】

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<インフラ・防災・減災等分野>

- ・ 国・地方自治体・事業者等における災害情報の共有の推進
- 国、地方自治体、事業主等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を、官民で共有することにより、迅速で効果的な支援が可能。
- 平成29年度中に現状の課題を整理し、官民の災害情報の共有ルールを作成するとともに、平成30年度までに府省庁間で防災情報の共有・連携システムを開発することにより、国・地方自治体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みを構築。
- これにより、例えば、避難所等へのラストワンマイルの物資輸送等、きめ細やか且つ迅速な災害対応を実現。

KPI（進捗）： 連携するシステム数

KPI（効果）： 国・地方自治体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築によるきめ細やか且つ迅速な災害対応の実現

地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

第2部 地理空間情報の活用推進に関する具体的施策

3. 暮らしの中で実感できる地理空間情報の活用

（1）災害に強く持続可能で強靱な国土の形成

② 発災後における地理空間情報を活用した災害対応力強化のための取組

災害時には、国や地方公共団体、民間事業者等がそれぞれ個別に所有している情報を共有することが重要であり、このため、事前にこれらの情報についての取扱いや共有・利活用に係るルールを定めるなど、関係主体間の「災害情報ハブ」に関する仕組み作りを推進する。